

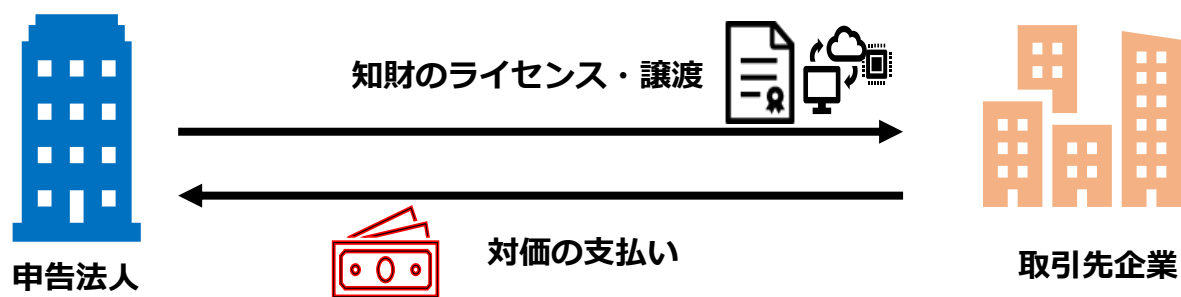
イノベーション拠点税制 (イノベーションボックス税制)

経済産業省 イノベーション・環境局 研究開発課

イノベーション拠点税制（イノベーションボックス税制）の創設の背景

- 各国では、研究開発税制といったインプット等に対するインセンティブだけでなく、イノベーションボックス税制によるアウトプットに対するインセンティブの導入が進んでいる。
- 2000年代から欧州各国で導入が始まり、直近ではシンガポールやインド、香港といったアジア諸国でも導入・検討が進展。
- 我が国では令和6年度税制改正の大綱において、**イノベーション拠点税制**の創設を決定。

- ・ 租税特別措置として、令和7年4月より施行開始し、期間は7年間
- ・ 対象知財から生じるライセンス所得・譲渡所得のうち、国内で自ら行った分の30%を所得控除



<各国・地域のイノベーションボックス税制の導入状況（※1）（括弧内は導入年数）>

フランス（2001）、ベルギー（2007）、オランダ（2007）、イギリス（2013）、韓国（※2）（2014）、アイルランド（2016）、インド（2017）、イスラエル（2017）、シンガポール（2018）、スイス（2020）、香港（2024）

（※1）米国には、無形資産由来の所得に係る制度として、FDII、GILTIが存在 （※2）韓国では中小企業を対象とした制度

イノベーション拠点税制（イノベーションボックス税制）の概要

- イノベーション拠点税制（イノベーションボックス税制）の創設の目的は、イノベーションの国際競争が激化する中、我が国の研究開発拠点としての立地競争力を強化し、民間による無形資産投資を後押しすること。
- 本制度は、「対象となる知的財産」の「ライセンス取引又は譲渡取引から生じる所得」に対し、「主に国内で自ら行った研究開発の割合」を乗じた金額の「30%」を課税所得から控除できるもの。

所得控除額算定式

$$\text{損金算入額 (所得控除額)} = \text{制度対象所得} \times \text{自己創出比率} \times \text{所得控除率(30\%)}$$

知財由来の所得

①対象となる知的財産

- 特許権
- AI関連のプログラムの著作物
(令和6年4月1日以後に取得したもの)

②対象となる所得

- ライセンス所得
(関連者からのライセンス所得を除く。)
- 譲渡所得
(関連者又は国外からの譲渡所得を除く。)

③自己創出比率の計算方法

- 企業が主に「国内で」、「自ら」行った研究開発の割合

※ 本税制の対象範囲については、制度の執行状況や効果を十分に検証した上で、国際ルールとの整合性、官民の事務負担の検証、立証責任の所在等諸外国との違いや体制面を含めた税務当局の執行可能性等の観点から、財源確保の状況も踏まえ、状況に応じ、見直しを検討する。

経済産業省の「イノベーション拠点税制（イノベーションボックス税制）について」のHPにて、2025年3月下旬にガイドラインを公表予定

https://www.meti.go.jp/policy/tech_promotion/tax/about_innovation_tax.html

本税制の対象知財

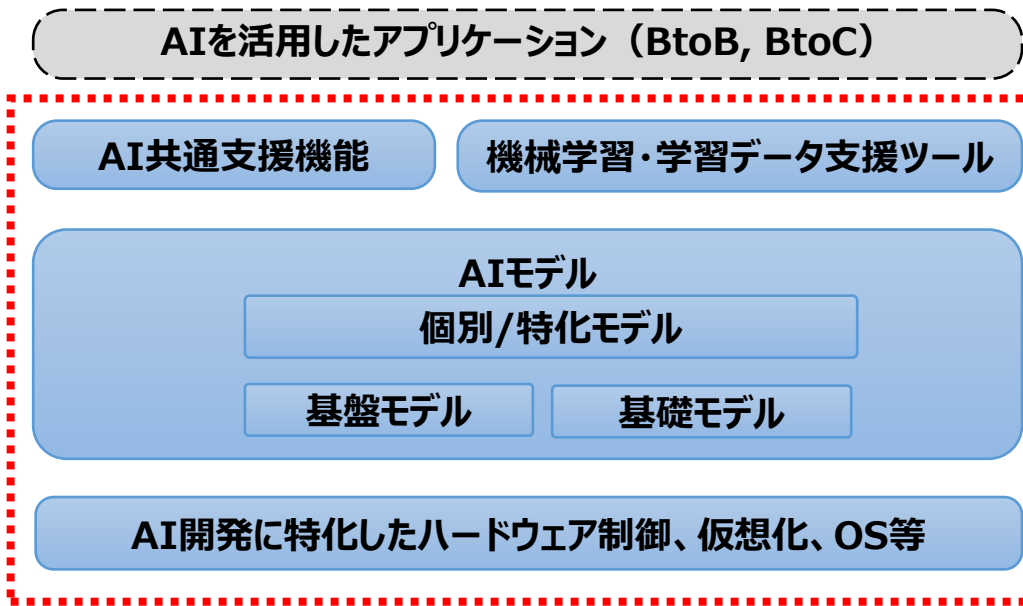
- 対象知財は、我が国の国際競争力の強化に資するもの※のうち、特許権又はAI関連のプログラムの著作物であって、令和6年4月1日以後に取得又は製作したもの。

※ 「我が国の国際競争力の強化に資するもの」とは、風営法関連の事業の用に供されることを目的に取得又は製作されたものでないもの。

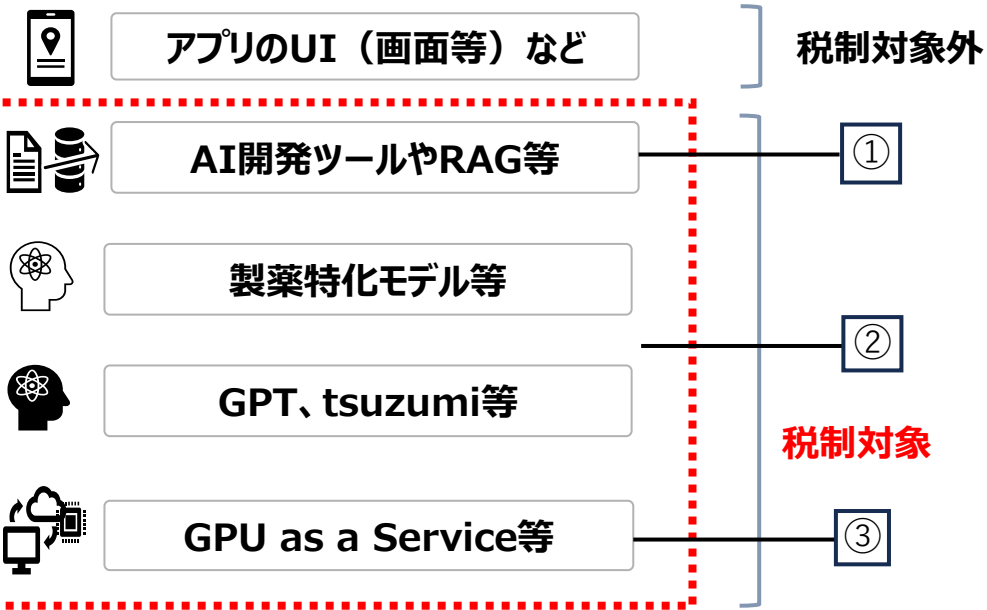
本税制の対象となるAI関連のプログラムの著作物

- ① AIモデルによる機械学習をサポート（効率化・性能向上）するプログラム（例：学習に必要なデータのタグ付けツール、RAG（検索拡張生成）等）
- ② AIモデルによる機械学習アルゴリズムそのもののプログラム（例：基盤モデルや、個別の環境に特化したモデル 等）
- ③ 機械学習アルゴリズムの実現に必要なプログラム（例：クラウド上でGPU等のハードウェアを稼働させるために必要な制御ソフト 等）

税制対象のAI関連プログラムのイメージ



プログラムの例：

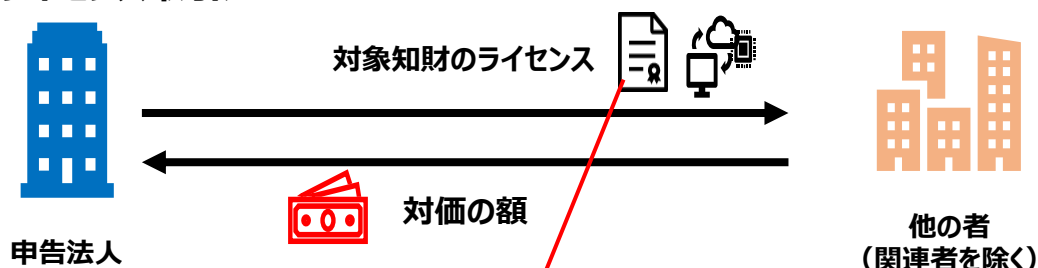


本税制の対象となる所得

- 本税制を適用するためには、契約において対象知財の対価の額が明らかにされている必要がある。
- 対象となる知財と一体不可分で取引される対象外知財（ノウハウ等）を含む取引については、一定の要件を満たした場合に限り、それぞれの対価の額が明らかとされていない場合であっても、当該取引の対価の額を本税制の対象所得とすることができる。

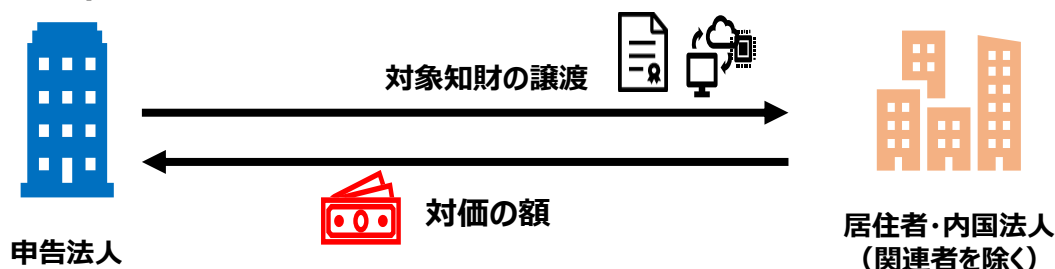
対象となる所得

<ライセンス取引>



対象知財と非対象知財を含む複数知財を同時に取引する際、対象知財の対価の額を明らかとする必要あり。「対価の額を明らか」とは、個々の対象知財の対価の額が明らかな場合や対象知財群でまとめて対価の額が明らかな場合をいう。

<譲渡取引>



ノウハウ等と一体不可分の取引の扱いについて

以下をすべて満たす場合、対象知財に付随して取引されるノウハウ等の提供を含む取引の対価の額を対象所得とすることが可能

- ① 契約に係る書類、交渉経緯等から、ノウハウ等の提供に係る対価の額が設定されていないことが明らかであること。
- ② 取引実績として当該ノウハウ等が単体で取引されている契約がなく、今後も当該ノウハウ等が単体で取引されないこと。
- ③ 契約に係る書類、交渉経緯や特許クレームと当該ノウハウの内容等において、対象知財と当該ノウハウ等の関連性について説明がなされていること。

損益通算について

対象となる所得を計算する際には、ライセンス所得又は譲渡所得に係る収益から、対応する費用（取引に要した費用など）を減算する必要があり、費用が収益を上回る場合（損失が発生する場合）は翌年度以降に当該損失分を繰り越し、翌年度の対象所得と損益通算させる。

自己創出比率の計算について

- 対象知財の取得又は製作をするために必要となった研究開発費（令和7年4月1日以後に発生したものに限る）のうち、**主に国内で自ら行った研究開発費の割合を計算**。
- 研究開発費の範囲については、原則として直接関連する費用を全て抽出して計算する必要があるが、対象知的財産が創出された研究開発プロジェクトの研究開発費を「直接関連する研究開発費等の額」とすることも可能。

$$\text{損金算入額 (所得控除額)} = \text{制度対象所得 知財由来の所得} \times \text{自己創出比率} \times \text{所得控除率(30\%)}$$

$$\text{自己創出比率} = \frac{\text{適格研究開発費の合計額}}{\text{研究開発費の合計額}}$$

（経過措置期間中（令和7年4月1日～令和9年3月31日まで）であれば、原則企業全体の研究開発費を用いて自己創出比率を計算する。）
（経過措置期間後（令和9年4月1日から）であれば、対象知財に直接関連する研究開発費を用いて自己創出比率を計算する。）

研究開発費の額：研究開発費等に係る会計基準における研究開発費の額に一定の調整を加えた金額。

適格研究開発費：研究開発費のうち、次に掲げる①～③の金額以外の金額。

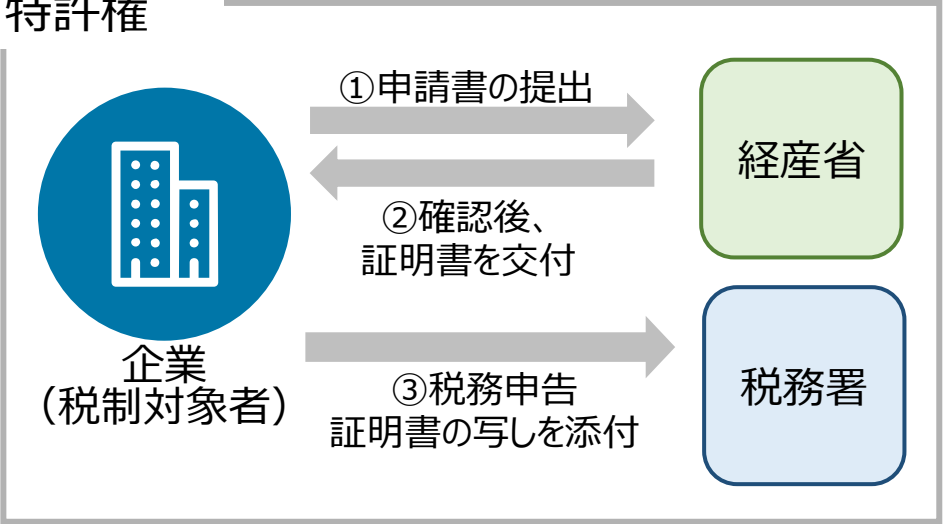
- ①他の者から特許権又はAI関連のプログラムの著作物を取得した際に要した費用、又は当該特許権等について専用実施権等の独占的ライセンスへの支払ライセンス料
- ②国外関連者に対する委託試験研究費
- ③国外事業所等（PE）を通じて行う事業に係る研究開発費の額。

$$\begin{aligned} &= (\text{研究開発費の額}) - (\text{他の者からの特許権等の取得費・独占的ライセンスへの支払ライセンス料}) \\ &\quad - (\text{国外関連者への委託試験研究費}) - (\text{国外PEで行った事業に係る研究開発費}) \end{aligned}$$

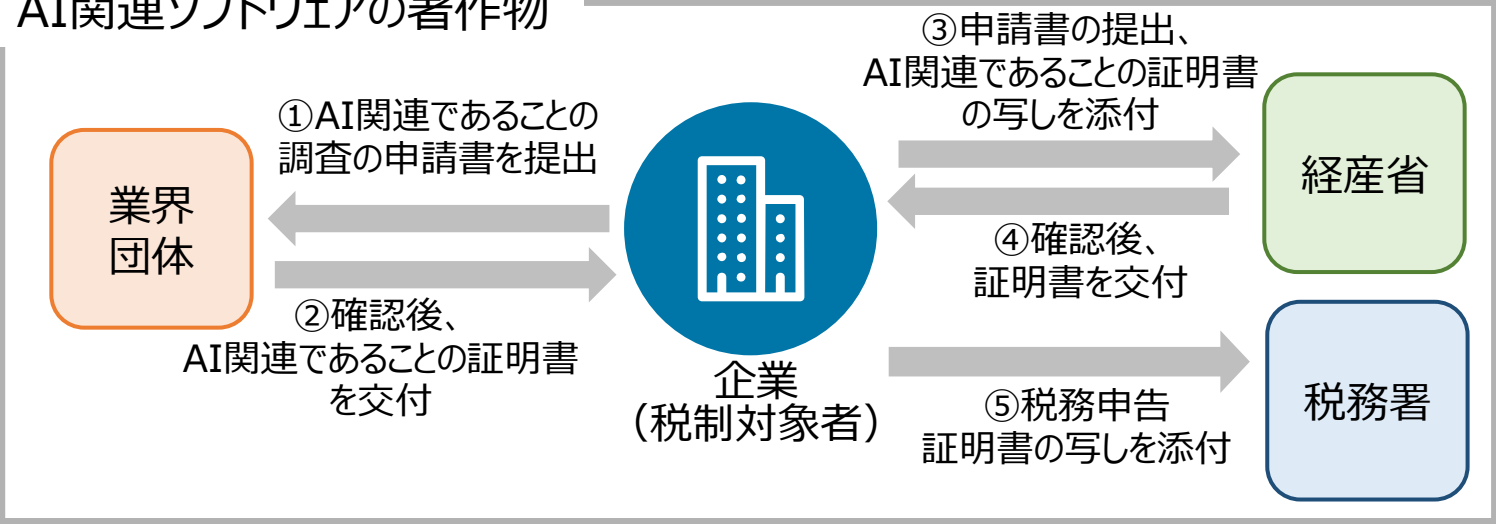
経産省による証明書交付手続き

- 対象知財であることや、その知財に関連する研究開発の判別については、経産省において確認・証明を実施。
- AI関連のプログラムの著作物であることについては、専門的な知見が必要であることから、（一社）ソフトウェア協会による事前確認を受ける運用とする。
- 申請に先立って経済産業省への事前相談を行うことが可能。事前相談は通年で受け付けている。

特許権



AI関連ソフトウェアの著作物



経済産業省は対象知財であることや、その知財に関連する研究開発を判別する役割を担うことから、申請書では以下の項目の記載を求める。

申請書で記載を求める項目	項目内にある具体的な記載事項
特許権	特許番号、登録日
AI関連ソフトウェアの著作物	製造日、プログラムの名称、プログラムの概要
研究開発テーマ	実施内容、実施時期、担当部署、特許権・AI関連ソフトウェアの著作物と研究開発テーマの関連性、他者からの対象知財の取得・ライセンスの有無、海外関連者への委託研究開発活動の有無、PEでの研究開発活動の有無

（参考）制度デザイン検討WG委員（敬称略）

（座長）

小林 誠 株式会社シクロ・ハイジア 代表取締役CEO、

KIT虎ノ門大学院（金沢工業大学大学院） イノベーションマネジメント研究科 客員教授

（委員）

奥津 宏幸 日立製作所 グローバル知的財産統括本部 知財プラットフォーム本部 知財渉外部 部長

佐保 優一 ソフトバンク株式会社 コーポレート統括 法務・リスク管理本部 知的財産部 担当課長

鈴木 正勝 SCSK株式会社 経理本部 経理部長

千田 義則 三菱自動車工業株式会社 管理本部 知的財産部 マネージャー

服部 誠 阿部・井窪・片山法律事務所 弁護士、弁理士、ニューヨーク州弁護士

森 元司 田辺三菱製薬株式会社 ファーマ戦略本部経理財務部 マネージャー

（オブザーバー）

一般社団法人日本経済団体連合会、日本商工会議所、日本弁理士会、一般社団法人日本自動車工業会、日本製薬工業協会、
一般社団法人電子情報技術産業協会、一般社団法人日本電機工業会、一般社団法人ソフトウェア協会、一般社団法人日本化学工業協会、
一般社団法人日本機械工業連合会、一般社団法人新経済連盟、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構技術戦略研究センター、
一般社団法人日本知的財産協会、一般社団法人情報サービス産業協会、一般社団法人組込みシステム技術協会、内閣府知的財産戦略推進事務局

（参考）イノベーション投資促進研究会（親会）委員（敬称略）

（座長）

土居 丈朗 慶應義塾大学経済学部 教授、東京財団政策研究所研究主幹（客員）

（委員）

安妻 貴裕 株式会社リクルートホールディングス 税務統括部長
梅田 隆司 日立Astemo株式 会社財務統括本部 シニアチーフスペシャリスト
尾崎 稔憲 大塚製薬株式会社 財務会計部 税務担当部長
小林 誠 株式会社シクロ・ハイジア 代表取締役CEO、
KIT虎ノ門大学院（金沢工業大学大学院）イノベーションマネジメント研究科 客員教授
坂本 教晃 一般社団法人日本ベンチャーキャピタル協会 企画部長
竹中 英道 ソニーグループ株式会社グローバル経理センター 税務政策専任部長
対島 浩司 三菱自動車工業株式会社 管理本部 知的財産部長
戸田 裕二 戸田知的財産コンサルティング事務所 所長
日戸 興史 株式会社ワコールホールディングス 取締役（社外）
萩野 源次郎 大和合金株式会社 代表取締役社長
前山 貴弘 弥生株式会社 代表取締役 副社長執行役員 管理本部長 兼 最高財務責任者（CFO）
水本 智也 オムロン株式会社 技術知財本部 基盤デザイン部 投資運営グループ
兼）オムロンベンチャーズ株式会社 投資管理グループ 経営基幹職 財務会計専門職
元橋 一之 東京大学先端科学技術センター 教授
吉村 政穂 一橋大学大学院法学研究科 教授

（オブザーバー）

一般社団法人日本経済団体連合会、日本商工会議所、日本弁理士会、一般社団法人日本自動車工業会、日本製薬工業協会、
一般社団法人電子情報技術産業協会、一般社団法人日本電機工業会、一般社団法人ソフトウェア協会、一般社団法人日本化学工業協会、
一般社団法人日本機械工業連合会、一般社団法人新経済連盟、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構技術戦略研究センター、
一般社団法人日本知的財産協会、一般社団法人情報サービス産業協会、一般社団法人組込みシステム技術協会、内閣府知的財産戦略推進事務局